

令和7年度第3回川崎市環境影響評価審議会 次第

日 時 令和7年6月17日（火）午後3時～午後4時（予定）

場 所 オンライン会議（事務局：市役所本庁舎 301 会議室）

1 議事

（仮称）扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る計画段階環境配慮書について（答申案審議）

2 その他

資料1－1 （仮称）扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る計画段階環境配慮書についての個別審査意見書

資料1－2 （仮称）扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る計画段階環境配慮書に対する市長意見作成のための審査結果について（答申案）

資料2 （仮称）扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る計画段階環境配慮書

(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る計画段階環境配慮書についての個別審査意見書

項目	個別審査意見
大気環境 (佐田委員)	復水器の冷却は冷却塔により行う計画であり、周辺に存在する既設冷却塔などにより影響を受けるとともに湿度などの気象条件によっては、周辺の保育園、病院、住居などへ排気（水蒸気）の拡散、船舶、自動車交通などへ白煙による視程障害などの影響を及ぼすことが懸念される。そのため、今後の方法書などで冷却塔排気による影響について検討する必要がある。 また、周辺に既設の冷却塔や発電所煙突などが存在することは、それらの施設からの排気の巻き込みなどにより、当該施設の冷却塔排気の拡散への影響、冷却塔稼働時の冷却性能へ影響が生じることも懸念される。そのため、周辺施設の排気の巻き込みなどの観点から、冷却塔を含む発電施設の最適な配置・位置を必要に応じて検討する必要がある。
大気質 二酸化窒素 (深見委員)	極めて近接した地域に 3 つ目の火力発電所ができることから、本施設によるバックグラウンド濃度への追加負荷を予測するだけでなく、近接する施設の重合負荷による最大着地濃度の予測と本施設の寄与率を明らかにするなど、準備書段階において地域住民の懸念を解消できるような予測評価を追加的に行ってはどうか。既存施設の評価書を利用すればさほど難しくない作業になると思われる。
土壌汚染 (深見委員)	本事業実施地域には、高濃度の土壌汚染が存在する可能性が極めて高く、土壌汚染対策法の形質変更時要届出区域だけでなく、要措置区域に該当する可能性がある。その有無が準備書段階の調査によって判明すればよいが、アセス手続き終了後に判明する可能性もあるため、そうした可能性を否定できないならば、準備書において、今後、土壌汚染対策法上の要措置区域レベルの土壌汚染が判明した場合の基本的対処方針を明らかにするようにされたい。それが本事業を円滑に実施する上での重要な準備作業になると考える。

（ 仮 称 ） 扇 町 天 然 ガ ス 発 電 所
建 設 プ ロ ジ ェ ク ト に 係 る
計 画 段 階 環 境 配 慮 書 に 対 す る
市 長 意 見 作 成 の た め の
審 査 結 果 に つ い て （ 答 申 案 ）

令和 7 年 6 月

川崎市環境影響評価審議会

まえがき

（仮称）扇町天然ガス発電所建設プロジェクト（以下「対象事業」という。）は、ENEOS Power 株式会社が、川崎区扇町 12 番 1 号 ENEOS 株式会社川崎事業所の遊休地（以下「事業実施想定区域」という。）に、環境性及び経済性に優れた最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式による天然ガス火力発電設備（約 75 万 kW）を新設するものである。

事業実施想定区域及びその周辺は、川崎臨海部の京浜工業地帯の一角に位置する埋立地であり、京浜運河に面するとともに、周辺の住居系地域から約 1.4km 離れている。また、用途地域は工業専用地域に指定されている。

本審議会では、当該地域の状況等を踏まえ、対象事業に係る計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）について総合的に審査し、次の結果を得たものである。

目 次

1	対象事業の概要.....	1
2	審査意見.....	3
	(1) 全般的事項.....	3
	(2) 個別事項.....	4
3	審議経過.....	5

1 対象事業の概要

(1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称：ENEOS Power 株式会社

代表者の氏名：代表取締役社長 香月 有佐

主たる事務所の所在地：東京都千代田区大手町一丁目1番2号

(2) 対象事業の名称及び種類

名 称：(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト

種 類：発電所（火力発電所）の設置

(3) 事業実施想定区域

位 置：神奈川県川崎市川崎区扇町12番1号

面 積：約17.2万m²

用途地域：工業専用地域

(4) 計画の概要

ア 目 的

環境性及び経済性に優れた最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式による天然ガス火力発電設備（約75万kW）の新設

イ 新設する施設の概要

主要機器等	数量	概要
ボイラ	1 台	排熱回収自然循環型
タービン	1 式	1 軸型コンバインドサイクル発電 ガスタービン：開放サイクル型 蒸気タービン：再熱復水型
発電機	1 台	横軸円筒回転界磁型 三相交流同期発電機
主変圧器	1 台	導油風冷型三相変圧器

ウ 発電用燃料の種類

天然ガス（脱炭素化に向けて、将来的に水素等の導入を検討）

エ 復水器の冷却水

項目	内容
冷却方式	機械通風湿式冷却方式（淡水循環式）
白煙対策方式	乾湿併用式

2 審査意見

(1) 全般的事項

対象事業は、環境性及び経済性に優れた最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式による天然ガス火力発電設備（約 75 万 kW）を新設するものであり、復水器の冷却は冷却塔による淡水循環冷却方式を採用することにより、事業に伴う環境負荷をできるだけ抑える計画としている。

しかしながら、燃料として天然ガスを使用する発電設備を新設し、二酸化炭素の排出量が増加することから、2050 年のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、天然ガスと水素の混焼発電、CCU（Carbon dioxide Capture and Utilization: 二酸化炭素回収・利用）や CCS（Carbon dioxide Capture and Storage: 二酸化炭素回収・貯留）により、温室効果ガスの更なる削減に努める必要がある。また、川崎市における一部の大気環境の測定地点で、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく二酸化窒素の対策目標値の下限値を達成していないことから、燃焼条件等の検討の際には窒素酸化物の排出量に留意するとともに、可能な限り優れた環境性能を備えた施設の採用及び効率的な運転管理を踏まえた対象計画を策定する必要がある。

配慮書に示されている複数案から対象計画を策定するに当たっては、大気環境及び景観を始めとする様々な環境要素を考慮し、総合的な見地に立って判断するとともに、策定の経緯について明らかにする必要がある。

(2) 個別事項

ア 大気質

極めて近接した地域に複数の火力発電所が存在することから、対象事業による大気質の環境影響を予測するだけでなく、近接する火力発電所の排ガスとの複合影響の予測と対象事業の寄与率を今後の環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）等において明らかにする必要がある。

イ 水蒸気白煙

復水器の冷却は冷却塔により行う計画であり、周辺に存在する既設冷却塔などにより影響を受けるとともに、湿度等の気象条件によっては、周辺の保育園、病院、住居などへの排気（水蒸気）の拡散、船舶、自動車交通などへの白煙による視程障害等の影響を及ぼすことが懸念される。そのため、今後の方法書等において冷却塔排気による影響について検討する必要がある。

また、周辺に既設の冷却塔や発電所煙突などが存在することは、それらの施設からの排気の巻き込みなどにより、当該施設の冷却塔排気の拡散への影響、冷却塔稼働時の冷却性能へ影響が生じることも懸念される。そのため、周辺施設の排気の巻き込みなどの観点から、冷却塔を含む発電施設の最適な配置・位置を必要に応じて検討する必要がある。

ウ 土壌汚染

事業実施想定区域内に土壌汚染のおそれがあることから、土壌汚染が判明した場合の基本的対処方針を今後の方法書等において明らかにする必要がある。

3 審議経過

令和7年	4月30日	市長から審議会に配慮書に対する市長意見作成のための審査について諮問
	4月30日	現地視察
	5月20日	審議会（配慮書事業者説明及び審議）
	6月17日	審議会（配慮書答申案審議）